

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和4年1月20日(2022.1.20)

【公開番号】特開2020-114355(P2020-114355A)

【公開日】令和2年7月30日(2020.7.30)

【年通号数】公開・登録公報2020-030

【出願番号】特願2019-6827(P2019-6827)

【国際特許分類】

A 63 F 7/02 (2006.01)

10

【F I】

A 63 F 7/02 320

【手続補正書】

【提出日】令和4年1月11日(2022.1.11)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

20

【特許請求の範囲】

【請求項1】

判定を行う判定手段と、

前記判定手段の判定結果が特別結果であることに基づいて特典を付与しうる特典付与手段と、

遊技者による特定操作を検出する特定操作検出手段と、

前記特定操作検出手段による検出情報を記憶する検出情報記憶手段と、

受付状態を発生可能であり、前記検出情報記憶手段により記憶された検出情報を利用して遊技者による特定操作を有効操作とする受付有効判定が当該受付状態内においてなされると、当該受付状態に対応する受付後変化を実行可能な受付関連変化実行手段と、

前記受付状態において、遊技者に対して特定操作を促す特定操作促進表示を表示可能な特定操作促進表示手段と

30

を備え、

前記受付状態として、前記受付有効判定がなされたときに現れる前記受付後変化の種別が異なる複数の受付状態が用意されており、該複数の受付状態には、特定受付状態が含まれてあり、

さらに、

前記特定受付状態が発生する場合、該特定受付状態が発生するよりも前に特定前演出が実行開始されるが、該特定前演出が実行される期間には、

遊技者が特定操作を新たに開始した場合、該特定操作が前記特定操作検出手段により検出されてその検出情報が前記検出情報記憶手段により記憶されうるが、該記憶されたタイミングで前記受付有効判定がなされずに該記憶されたタイミングに遅れるかたちで、前記検出情報記憶手段によって記憶された検出情報が前記特定受付状態内において利用されて前記受付有効判定に供されうる特定前演出許容期間と、

遊技者が特定操作を新たに開始したとしても、該特定操作が前記特定操作検出手段により検出されて且つその検出情報が前記特定受付状態内において利用されることがない特定前演出非許容期間と

が含まれてあり、

前記特定前演出許容期間と前記特定前演出非許容期間との長さは互いに異なるようになっており、

40

50

前記特定前演出許容期間よりも前に遊技者による特定操作が開始された場合は、その操作状態が前記特定前演出許容期間を跨って継続されたとしても、これを契機として前記特定受付状態内で前記受付有効判定がなされることはないようになっており、

さらに、

前記判定手段による判定に用いられる判定情報を記憶可能な保留記憶手段と、前記保留記憶手段により記憶される判定情報に基づいて複数の変動パターンのいずれかを選択し、該選択した変動パターンで図柄変動を実行可能な図柄変動実行手段とを備え、

前記複数の受付状態には、特別受付状態がさらに含まれてあり、前記特別受付状態は、第1変動パターンで図柄変動が実行開始されてから所定時間が経過したときに特定BGMが可聴出力されているなかで発生する場合と、前記第1変動パターンとは異なる第2変動パターンで図柄変動が実行開始されてから特定時間が経過したときに特定BGMが非可聴状態にされているなかで発生する場合との両方があり、

さらに、

前記特定BGMが可聴出力されているなかで前記特別受付状態が発生して該特別受付状態内で前記受付有効判定がなされた場合と、前記特定BGMが非可聴の状態にされているなかで前記特別受付状態が発生して該特別受付状態内で前記受付有効判定がなされた場合とでは、前記受付後変化として同じ様相が現れうるようになっており、

さらに、
前記保留記憶手段により記憶される判定情報の数が所定数未満の状況にあるときに前記第1変動パターンで前記図柄変動が実行開始されたときには、前記特別受付状態は、該図柄変動が実行開始されてから前記所定時間が経過したときに発生する場合と、該図柄変動が実行開始されてから前記所定時間が経過しても発生しない場合との両方があるが、前記保留記憶手段により記憶される判定情報の数が所定数以上の状況にあるときに前記第1変動パターンで前記図柄変動が実行開始されたときには、前記特別受付状態は、該図柄変動が実行開始されてから前記所定時間が経過したときに発生する場合がないことを特徴とする遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0005

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0005】

このような従来の遊技機では、遊技興趣が低下することが懸念される。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

手段1：判定を行う判定手段と、

前記判定手段の判定結果が特別結果であることに基づいて特典を付与しうる特典付与手段と、

遊技者による特定操作を検出する特定操作検出手段と、

前記特定操作検出手段による検出情報を記憶する検出情報記憶手段と、

受付状態を発生可能であり、前記検出情報記憶手段により記憶された検出情報を利用して遊技者による特定操作を有効操作とする受付有効判定が当該受付状態内においてなされると、当該受付状態に対応する受付後変化を実行可能な受付関連変化実行手段と、

前記受付状態において、遊技者に対して特定操作を促す特定操作促進表示を表示可能な特定操作促進表示手段と

10

20

30

40

50

を備え、

前記受付状態として、前記受付有効判定がなされたときに現れる前記受付後変化の種別が異なる複数の受付状態が用意されており、該複数の受付状態には、特定受付状態が含まれており、

さらに、

前記特定受付状態が発生する場合、該特定受付状態が発生するよりも前に特定前演出が実行開始されるが、該特定前演出が実行される期間には、

遊技者が特定操作を新たに開始した場合、該特定操作が前記特定操作検出手段により検出されてその検出情報が前記検出情報記憶手段により記憶されうるが、該記憶されたタイミングで前記受付有効判定がなされずに該記憶されたタイミングに遅れるかたちで、前記検出情報記憶手段によって記憶された検出情報が前記特定受付状態内において利用されて前記受付有効判定に供されうる特定前演出許容期間と、

遊技者が特定操作を新たに開始したとしても、該特定操作が前記特定操作検出手段により検出されて且つその検出情報が前記特定受付状態内において利用されることがない特定前演出非許容期間と

が含まれてあり、

前記特定前演出許容期間と前記特定前演出非許容期間との長さは互いに異なるようになっており、

前記特定前演出許容期間よりも前に遊技者による特定操作が開始された場合は、その操作状態が前記特定前演出許容期間を跨って継続されたとしても、これを契機として前記特定受付状態内で前記受付有効判定がなされることはないようになっており、

さらに、

前記判定手段による判定に用いられる判定情報を記憶可能な保留記憶手段と、

前記保留記憶手段により記憶される判定情報に基づいて複数の変動パターンのいずれかを選択し、該選択した変動パターンで図柄変動を実行可能な図柄変動実行手段と

を備え、

前記複数の受付状態には、特別受付状態がさらに含まれてあり、

前記特別受付状態は、第1変動パターンで図柄変動が実行開始されてから所定時間が経過したときに特定BGMが可聴出力されているなかで発生する場合と、前記第1変動パターンとは異なる第2変動パターンで図柄変動が実行開始されてから特定時間が経過したときに特定BGMが非可聴状態にされているなかで発生する場合との両方があり、

さらに、

前記特定BGMが可聴出力されているなかで前記特別受付状態が発生して該特別受付状態内で前記受付有効判定がなされた場合と、前記特定BGMが非可聴の状態にされているなかで前記特別受付状態が発生して該特別受付状態内で前記受付有効判定がなされた場合とでは、前記受付後変化として同じ様相が現れうるようになっており、

さらに、

前記保留記憶手段により記憶される判定情報の数が所定数未満の状況にあるときに前記第1変動パターンで前記図柄変動が実行開始されたときには、前記特別受付状態は、該図柄変動が実行開始されてから前記所定時間が経過したときに発生する場合と、該図柄変動が実行開始されてから前記所定時間が経過しても発生しない場合との両方があるが、前記保留記憶手段により記憶される判定情報の数が所定数以上の状況にあるときに前記第1変動パターンで前記図柄変動が実行開始されたときには、前記特別受付状態は、該図柄変動が実行開始されてから前記所定時間が経過したときに発生する場合がないことを特徴とする遊技機。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】削除

【補正の内容】

10

20

30

40

50